

保留地売却のお知らせ

■ 問い合わせ
まちづくり区画整理室
(内線 355)



市では、新曽第一土地区画整理事業によって生み出された土地（保留地）を、一般競争入札で売却処分します。



スポーツセンター
や図書館・
郷土博物館など
公共施設も充実！

全ての物件

- 現況有姿のまま引き渡し
- 市街化区域
- 新曽第一土地区画整理事業施行地区

土地を取得した場合にかかる税金

- 不動産（土地・家屋）を所有している場合にかかる固定資産税、都市計画税
- 不動産（土地・家屋）を取得した時にかかる不動産取得税
- 所有権移転登記に必要な登録免許税（換地処分後）

令和7年度 保留地売却の流れ

今回は、保留地 3 件が売却対象です。物件の詳しい情報は、窓口で配布している売却案内または市ホームページをご覧ください。



入札希望の申し込み

売却案内と現地を確認の上、所定の書面でお申し込みください。

受付：10月3日(金)～17日(金)、
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日、祝日と正午～午後1時を除く

入札

一般競争入札を行います。一番高価な額を提示した方が落札者となり、次の契約に進みます。

とき：11月6日(木) ところ：市役所

売買取約の締結と契約保証金の納付

売却決定通知日の翌日から起算して14日以内に、売買契約を締結します。締結日までに、売買代金の10%以上を契約保証金として納付してください。また、契約書に貼付する収入印紙の提出も必要です。

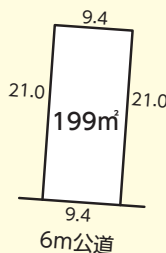
売買代金の納付

契約締結日の翌日から起算して 60 日以内に、
 売買代金から契約保証金を差し引いた金額を
 納付してください。

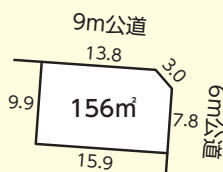
土地の引き渡し

売買代金の納付が確認でき次第、保留地権利登録台帳への記載を行い、保留地引渡書を交付します。

No.1 91 街区 8 画地
北戸田駅 徒歩 12 分



No.2 98 街区 2 画地
北戸田駅 徒歩 12 分



No.3 95 街区 5 画地
戸田駅 徒歩 11 分

